

平成 2 8 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(1 月 定 例 会 議 事 録)

平成 2 9 年 1 月 1 0 日 (火) 1 6 時 0 0 分 ~
スポーツロジ弥生荘 会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 (3 4 名)

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
14 . 坂 本 道 治	15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝
19 . 勝 山 修	20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎
25 . 太 田 裕 恭	26 . 川 崎 久 夫	27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘
29 . 石 本 恵 二	30 . 南 都 芳 明	31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正
33 . 尾 島 宏 明	34 . 山 下 英 男	35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎
37 . 河 本 廣 道	38 . 溝 口 節 子		

欠 席 委 員 (0 名)

事 務 局 (1 0 名)

坂手 局長	松岡 次長	宮野 主任	藤原 主任
元清水 主任	杉井 主事	三宅 主任	小椋 主任
池上 主任	安藤 主査		
二宮 参与			

議 事

- 議案第 79号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第 80号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 81号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 82号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 83号 非農地証明願承認について
- 議案第 84号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断について
- 議案第 85号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 86号 津山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則について
- 報告第 20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 21号 農地改良届出書の受理について

その他

議 事 録

別紙のとおり

(1 6 : 0 0 ~)

事 務 局 長

失礼します。

皆様、改めまして、新年あけましておめでとうございます。

定刻となりましたので只今から、平成 2 9 年 1 月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は委員 3 4 名中 3 2 名全員のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項の規定により本会は成立致します。なお、2 6 番川崎委員、3 6 番寺元委員より遅参の連絡をいただいております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

皆さん明けましておめでとうございます。本年も昨年同様宜しくお願いします。皆さんも体には気を付けて、十分活躍してもらうようにお願いします。この後は懇親会を予定していますので、宜しくお願いします。

話は変わりますが、先日 1 2 月の 1 日に全国農業委員会会長代表者集会に出席してきました。全国の新体制移行の市町村代表者がパネルディスカッションをされたんですが、農業委員と推進委員が協力して遊休農地解消に尽力している様子等が発表されていまして。どの委員会にも見習うべき点がたくさんありました。利用状況調査についても、法律が変わって委員会でも対応が必要だったりして、たくさんのお意見が出ました。国は国の考えがあって、主張はさせてもらいましたが、中々うまくはいかんようです。情勢も日々変化があって、今後とも委員会で変化に対応せんといけんことがあるようです。以上を報告とさせていただきます。

また、1 1 月に女性委員 2 人が高知へ研修に行っておられるので、議事後に井家上委員に報告してもらいます。

それでは、今日の審議が速やかに行くようによろしくをお願いします。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもらうてよろしいか。

*

川崎委員、遅参

*

はい。

日 笠 会 長

3 7 番河本委員、3 8 番溝口委員お願いします。

*

はい。

日 笠 会 長

よろしくをお願いします。それでは、議案に入らせて頂きます。

議案第 7 9 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事 務 局 (津 山)

はい、失礼します。それでは、議案第 7 9 号の説明を致します。今回、津山地区から 6 件、加茂地区から 3 件、勝北地区から 2 件、久米地区から 2 件の計 1 3 件の申請です。議案書のページで申しますと、1 ページから 3 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津 1 - 1 についてですが、下高倉東の地縁団体である町内会から、下高倉東の 3 6 歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 2 についてですが、綾部の 9 4 歳女性から、綾部の 6 3 歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 3 についてですが、小原の 7 1 歳女性から、草加部の 7 6 歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-4についてですが、檜の91歳女性から、岡山市の58歳教員男性への、増反による所有権移転です。通作距離が55kmとなっておりますが、所有する約2haの農地については適正に管理されており、現在は単身赴任しておりますが、定年退職後は檜にある居宅へ戻るとのことです。以上のことから、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当せず、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-5についてですが、鯖江市の78歳男性から、田熊の60歳会社員男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-6についてですが、福力の87歳男性から、同所の農業を営む30歳男性への、親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。

続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2-1ですが、加茂町中原の59歳の男性から加茂町桑原の67歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

続きまして、加2-2ですが、小原の61歳の男性から、加茂町斎野谷の38歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。譲受人の耕作面積が1,712㎡ですが、2,801㎡を譲り受けるため、農地取得後は下限面積の30aを超えることとなります。詳細については別紙調査書のとおりです。

続きまして、加2-3ですが、倉敷市安江の58歳の男性から加茂町戸賀の65歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4-1についてですが、岡山市の78歳男性から、市場の33歳会社員の男性への親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4-2についてですが、大分市の79歳女性から、市場の59歳会社員の女性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1は宮尾の91歳無職の女性から、同じく宮尾の73歳農業を営む男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考え

られます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、久5 - 2は宮尾の41歳会社員の男性から、同じく宮尾の68歳農業を営む男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第79号の説明は以上でございます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

森本委員

それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

18番森本です。津1 - 1ですが、事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思いますので、宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

鈴木委員

23番鈴木です。津1 - 2については問題ないと思います。2人の関係を言いますと、本家、別れ家の濃い親戚関係となっておりますので、宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

福山委員

22番福山です。津1 - 3、津1 - 4両方とも問題ないと思います。津1 - 4については受け人が単身赴任で岡山におられるんですけど、定年退職後は百姓をするということで、復旧もされて一生懸命されているので、宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

井家上委員

20番井家上です。この方は今までお持ちの土地についてきれいに管理されています。増えても問題ないと思いますので、宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

本山委員

6番本山ですが、津1 - 6について説明します。この方は新規就農者で、認定農業者でもありまして、現在ぶどうを一生懸命されていますので、宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

竹内委員

11番竹内です。この方は認定農業者であり問題はないと思います。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

山下委員

34番山下です。加2 - 2についてです。若い方ですが、一生懸命やってくれると思います。

加2 - 3も一生懸命農業をされている方なので、問題ないと思います。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

川崎委員

26番川崎です。勝4 - 1、勝4 - 2ですが、どちらも事務局の説明のとおりで、何の問題もないと思いますので、宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

植本委員

10番植本です。久5 - 1、久5 - 2について問題ないと思いますので、宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第79号に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*

ありません。

日笠会長

ありませんか。

*

はい。

日笠会長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

*

多数、挙手

日笠会長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第80号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案第80号の説明を致します。今回、津山地区から1件、久米地区から1件の計2件の申請です。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・沼の田、3,235㎡のうち2,296.91㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、ボーリング調査のための一時転用で、期間は平成29年1月20日から31日までです。転用事業者は、岡山市にお住いの会社員の男性です。現在、申請地において、宗教施設の建設の話があり、建設にあたって事前に地盤調査が必要となり、一時転用するものです。転用にあたっては、農地の上に鉄板を敷き、数か所をボーリングするのみであり、土砂流出等周囲への悪影響はないとの計画になっています。土地改良区については、昭和池土地改良区内となりますが、一時転用であり、意見書は提出しないと言われたとのことで、添付されておりません。一時転用であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日笠会長
事務局（久米）

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1番・中北下の田、971㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は農地改良のための一時転用で、期間は平成29年1月20日から平成29年8月31日までです。転用事業者は、中北下にお住まいの会社員の男性です。申請地は現在休耕しておりますが、盛土を行い、改良後は畑として大豆を作付するとの計画書の添付を受けております。転用に当たり、隣接地の境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水は擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設け既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。境水路組合から差し支えない旨の意見書の提出、隣接者から工事同意書の添付を受けております。畑への農地改良であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

議案第80号の説明は以上でございます。

日笠会長
河本委員

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査の説明をお願いします。

37番河本です。1月5日に太田委員、松岡委員、事務局と4名で現地を確認致しました。先程の事務局の説明のとおりで、水利組合の意見書もありまして、問題ないと判断致します。宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第80号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*
日笠会長

ありません。

ありませんか。

*
日笠会長

はい。

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

*
日笠会長

多数、挙手

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局（津山）

議案第81号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

はい、失礼します。議案の説明の前に、修正をお願いします。6ページ、勝4-1番、譲受人が[]のみの記載となっておりますが、その下に、[] [] 持分2分の1と記入をお願いします。繰り返します。6ページ、勝4-1番、譲受人の[]の下に、[] [] 持分2分の1と記入をお願いします。

改めまして、議案第81号の説明を致します。今回、津山地区から8件、勝北地区から1件の計9件の申請です。議案書のページは、5ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・小原の田、547㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画です。申請地

は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、小原に本店を置く資本金の額5,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、盛り土をし、雨水排水については、排水施設を設置し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-2番・二宮の畑、432㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、既存施設の拡張です。転用事業者は、二宮に本店を置く、資本金の額500万円の有限会社で、主な業務は不動産業です。隣接地で太陽光発電事業を営んでおりますが、発電力を上げるため、当申請地に太陽光発電パネルを増設するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畔を設け、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・福田の田、4,355㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、事務所で、施設の概要は、平屋建て全高4m程度事務所1棟と露天駐車場及び露天作業場です。転用事業者は、福田に本店を置く、資本金の額500万円の株式会社で、主な業務は運送業です。現在の駐車場は、津山南道路の建設計画に伴い、移転を余儀なくされており、さらに、事業拡大を考えていることから、事務所の建設と、資材置場と駐車場を造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存水路の利用と水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。木ノ平友成水利組合と木ノ平町内会から承諾書と、隣接地所有者から放流同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査をしております。

続きまして、津1-4番・平福の田、1,823㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、平福に本店を置く、資本金の額2,000万円の株式会社で、主な業務は鋳物業です。現在賃借している駐車場の契約を解除することとなり、慢性的に資材置場も不足していることから、工場の隣接地である申請地を、資材置場と駐車場に造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側はセメントで固め、北側と東側は法面植生により保護し、雨水排水については、勾配を設け、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-5番・河面の田、214㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造二階建て全高7m程度の居宅1棟で建蔽率は27%です。転用事業者は河面にお住いの不動産業を営む男性です。現在、実家に居住しておりますが、家族も増え手狭となったことから世帯を分離し、居宅を建設するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設置し、雨水排水については、排水施設を設け、既存水路に接続し、生活排水については、合併処理槽を設けるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区からは、平成12年の農振除外の手続きの時に脱退しており、現在は未所属となっております。な

お、農振除外された平成12年当時は、申請地の農地区分を第2種農地と判断しており、他に代替地がないことを持って許可意見としておりましたが、現在の基準では第1種農地となるため、第1種農地の例外許可規定である「集落に接続して設置される住宅」に該当するかどうか疑義が残るところであり、岡山県に対し助言を求めたところ、集落の発展の仕方については、その地域によって異なるため、市の判断を尊重するとの趣旨の助言をいただいております。そのため、この件につきましては、現地調査をしております。

続きまして、津1-6番・東一宮の田、1,117㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画です。申請地は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、沼に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁と水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-7番・東一宮の田、502㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画です。申請地は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、一宮に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設置し、雨水排水については、溜柵を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-8番・東一宮の田、2,834㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地8区画です。申請地は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、山北に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁と水路を設置し、雨水を流し、溜柵を介して、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書と、坂元井堰水利組合から、同意書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

寺元委員、遅参

*
日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。続きまして、勝北地区分の説明を致します。

勝4-1・杉宮の田、28㎡、および畑、84㎡の件についてです。農地区分は第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は、貸進入路です。転用事業者は、杉宮にお住まいの農業を営む男性と会社員の男性の2名ですが、杉宮財産管理組合の代表者としての申請であり、許可後の所有権等一切の権利は、財産管理組合が有するものとなります。隣接地に財産管理組合の要望で太陽光発電施設が設置されますが、現在の進入路では狭いため、当申請地を購入し転用し、貸すものです。転用にあたり、道路部分については舗装工事を行い、境界部分については、水路を設置し、雨水排水については、U字溝および沈殿柵を設置し、新設の排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。杉宮町内会および杉宮水利組合からの開発行為施工等の承諾書の添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分からみて問

題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。

議案第81号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

長 森 委 員 それでは、現地調査の説明をお願いします。

16番長森です。まず津1-3についてです。1月5日に私と森本委員と事務局とで現地調査を行いました。内容については事務局の説明のとおり、特段問題ないものと考えますので、宜しくお願いします。

続きまして、津1-5です。河面の田ですが、同日に調査してきました。事務局の説明にもありましたが、今は集落接続、代替性の問題がありまして、森本委員とも協議しましたが、我々だけの判断では難しいということで、皆さまの判断に任せたいと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。次は勝北。

赤 堀 委 員 28番赤堀です。1月5日尾島委員、内田委員、事務局と現地調査致しました。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思います。太陽光の進入路でございまして、畑が進入路になるということでございます。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。平成12年に農振除外が認められて、そのまま放っておいたというもので、今と当時では法律が違うので、ちょっと悩みどころなんですけど、委員の判断に任すと県も言っています。これから写真を回しますので、委員の方々は見てもらうて、判断を宜しくお願いします。

*
写真回覧

日 笠 会 長 では、今見てもらうんですけど、平成12年に除外が認められているので、やむを得ないという意見がありますが、他に何かありますか。

寺 元 委 員 36番寺元です。似たような条件の土地が加茂にもあるんです。私は反対しています。農地の集団の真ん中ということで、将来農業を本気でしようと言った時、そこが農地でなくなると大きな支障を及ぼす恐れがあると思うからです。

日 笠 会 長 反対ですな。このような意見も出とりますが、皆さんどう思われますか。いけにゃあ皆で現地調査の段取りになります。

川 崎 委 員 行かんでもええ。

坂 本 委 員 加茂に似たようなのがあわけか。

寺 元 委 員 似たような土地があつてですね。

光 成 委 員 農振除外しとん。そこは。

寺 元 委 員 してます。

光 成 委 員 そうか。

寺 元 委 員 今後、そこも申請が出てくる可能性があるんで、今回のOKなら、似た条件ならOKになるというのがルールでしょうから。

川 崎 委 員 そっちもOKにしんさい。

坂 本 委 員 そっちも測ってみたらええが。何mか。

日 笠 会 長 加茂のは大体どのへんでしょうか。

寺 元 委 員 加茂町成安。

日 笠 会 長 その時はその時の判断を個別にしたいと思います。条件も全く同じではないでじやろうし。そういうことでよろしいか。

*
よろしい。

日 笠 会 長 それでは議案第81号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*
ありません。

日 笠 会 長 ありませんか。

*
はい。

日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

*	日 笠 会 長	<p>多数、挙手</p> <p>はい、賛成多数という事でありがとうございます。</p> <p>議案第82号農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。</p>
事務局（津山）	日 笠 会 長	<p>はい、失礼します。議案第82号の説明を致します。今回、津山地区から1件のみです。議案書のページは、7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p> <p>津1-9番・院庄の田、786㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力40.0kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、鏡野町に本店を置く資本金の額1,800万円の株式会社で、主な事業は農機具販売や太陽光等発電事業です。このたびの申請では、太陽光発電事業を行うため転用することです。転用にあたり、境界部分については、土留及び、水路により対処し、雨水排水については、排水施設を設け、既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、賃貸借契約書の添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>議案第82号の説明は以上です。</p>
日 笠 会 長	日 笠 会 長	<p>はい、ありがとうございました。今議案第82号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。</p>
*	日 笠 会 長	<p>ありません。</p>
*	日 笠 会 長	<p>ありませんか。</p>
*	日 笠 会 長	<p>はい。</p>
*	日 笠 会 長	<p>それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
*	日 笠 会 長	<p>多数、挙手</p> <p>はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。</p> <p>議案第83号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。</p>
*	日 笠 会 長	<p>写真回覧、休憩</p> <p>写真を見てもらうたんで、再開させていただきます。</p> <p>筆頭者の方、説明をお願いします。</p>
大山委員	日 笠 会 長	<p>津1-1についてです。現地は川崎であります。母親が農地法知らずに借家を建ててしまったということです。</p> <p>津1-2についてですが、写真を先程回覧したものです。まず、志戸部ですが、これは自宅への進入路として、30年前から使っていたということで、問題ないと思います。次は勝部ですが、現地はここのすぐ下で、窓から見えるような所ですが、 という建設業へ貸しているということです。社員の車は10数台程ですが、仕事が建設業ということで、材料や機材等の積み替え等に使っているということで、重機や大型の輸送車両なんかも入って来て、小さな車に積み替えをするという状況もありますので、どうしても面積がこれだけ必要ということですので、非農地として扱っても致し方ないと判断しました。</p>
日 笠 会 長	日 笠 会 長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
森本委員	日 笠 会 長	<p>現地は高倉小学校の少し東の辺りになるんですけど、農家住宅の庭と進入路になっていたという状態で、復旧はとても困難な状態ですので、宜しく願います。</p>
日 笠 会 長	日 笠 会 長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
福田委員	日 笠 会 長	<p>津1-4ですが、これは備考欄に書いてあるとおり、現地を見させていただきましたが、 の自宅のすぐ傍なんですけど、隣の敷地の境に85㎡が残っておりまして、あまりに小さかったので宅地に申請する時に忘れとっいたらいいんです。もう今宅地になっていますので、宜しく願います。</p>

日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
目	瀬	委	員	津1 - 5について説明します。備考欄にありますように出来てしまって長いので、致し方ないと判断します。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
池	田	委	員	32番池田です。ここは区画整理の時にイタチ道なんかが残っていて、それが自分の土地だったということで、今全部整理しようというものです。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
勝	山	委	員	19番勝山です。山方の県道のバス停から北へ1km程の所で、新築した折に入口が無いので、畑を家への進入路にしたということです。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
川	崎	委	員	川崎です。勝4 - 1について説明します。親父さんの代の時に事務所を建設する必要があって、許可を取らずに建ててしまい、そのままになっていたようです。周辺の被害等もないので、非農地で大丈夫だと思います。 勝4 - 2は、住宅を建て替える時に、他人の所有の田んぼですが、所有者から承認をもらって建てていたようです。 勝4 - 3はこれも上に関連があって、お互いにお互いの土地に家を建てていたということで、親父さんがしとったようです。こちらも指導して、手続きを取ってもらったということです。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
平	田	委	員	4番平田です。この方は備考欄にも書いてありますが、建設業をされていて、社員の駐車場とか車両の駐車場として使用していたとのこと。復元は難しいと思いますので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
光	成	委	員	久5 - 1を説明します。13番光成です。これは十何年前に新築した時に砂利を敷いてしまって進入路として使用しています。復旧は困難ということで、転用予定もないので、問題ないと思います。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
植	本	委	員	10番植本です。久5 - 2について説明します。備考欄にあるとおりで、平成3年頃、農機具庫と車庫を建てたということです。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。津1 - 2は面積が非農地処理をするには広いですが、このまま田としてあってもいけないので、非農地判断を行うということです。 では、今議案第83号に対して、筆頭者の方の説明がありましたが、これに対して何かありますか。
		*		ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
		*		はい。
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
		*		多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第84号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
福	田	委	員	15番福田です。種の街道言うんですかね、日笠会長の家へ行く方なんです、やまなみ街道の信号から1km程種寄りに行った所です。備考欄のとおり、11月23日に日笠会長と確認に行きました。どうすることもできない状態です。宜しくお願いします。 津1 - 2も津1 - 1の近くなんですが、原野化しておりまして、もう致し方ないと思います。

それから津1 - 3、これは二宮なんです、致し方ないと判断します。宜しくお願いします。

日笠会長 川崎委員 はい、ありがとうございました。川崎委員。
勝4 - 1を説明します。申請者は岡山の方なんです、字を読むと広畑道下と言うんですが、全くもって道路の落ち込んだ下の方にありまして、坂を下りて歩いて行かないといけない所です。それが手入れをするものがおらず、ほったらかしで荒れてしまったということです。もうどうにもならない様子ですので、宜しくお願いします。

日笠会長 松岡委員 はい、ありがとうございました。
8番松岡です。久5 - 1について説明します。12月13日に太田委員さんと見に行きました。ここは雑草が繁茂しており、復旧は難しいと思います。致し方ないと思いますので、宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第84号に対して、筆頭者の方の説明がありました、これに対して何かありますか。
* ありません。

日笠会長 * ありませんか。
* はい。

日笠会長 * はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
議案第85号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。それでは、議案第85号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。
今回の利用権設定は、12ページの表にありますように、田63,644㎡、畑2,003㎡、計65,647㎡です。筆ごとの権利の内訳は、13ページから14ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区10件、加茂地区1件、勝北地区2件、久米地区4件の計17件です。
以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
議案第85号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第85号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
* はい。

日笠会長 * よろしいか。
* はい。

日笠会長 * はい、賛成の方は挙手でお願いします。
* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
議案第86号津山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第86号の説明を行います。議案書のページは15ページとなります。
このことにつきましては、以前から説明させていただいておりましたとおり、12月定例市議会において、津山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例が決議され、推進委員の定数が35名に決定したことに伴い、推進委員の委嘱は農業委員会が行うことから、農業委員会において、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則を制定するものです。
なお、今回資料としてお送りしております、津山市農業委員会の委員選任に関する

る規則（案）につきましては、法制部局とも協議中であり、今後、内容に差異の無い範囲で、表現・語尾等に多少の変更があることもありますが、この点についてはご了承ください。

それでは、お送りしております議案第 86 号別添資料をご覧ください。

委員の皆様におかれましては、すでにご確認いただいていることと思っておりますので、各ポイントについて説明させていただきます。

まず、第 3 条をご覧ください。第 3 条では、推進委員の担当区域及び区域ごとの定数を定めております。9 月に皆様から頂いた区域ごとの定数を積み上げた 35 人という人数で、定数条例が議決されましたので、この部分に変更はございません。

次に第 4 条ですが、推薦及び応募の資格を定めております。

次に第 5 条ですが、推薦及び募集の周知方法を定めております。

次に第 6 条ですが、推薦及び応募の実際の手続きについて規定しております。ここで使用する様式については、この規則案以降に添付しております。

まず、推薦については、2 つのパターンありまして、1 つめのパターンは農業者 3 名以上の連名による推薦、これが様式第 1 号を使用してのものとなります。もう 1 つのパターンとして農業者が組織する団体からの推薦、これが様式第 2 号となります。さらに、推進委員になろうとする者が個人で応募する場合は設けられておりますが、この場合の様式が、様式第 3 号となります。

次に第 7 条ですが、先程の推薦を受けた者および募集に応募した者についての情報の公表について規定しております。この公表については、法で、委員会は募集期間の中間と終了後に、推薦を受けた者および募集に応募した者の情報を公表しなければならないと規定されているもので、住所等一部を除きすべて公表することとなります。

次に第 8 条で委員の選任方法を定めています。推進委員の候補者の審査は、現在の農業委員会で行い、7 月 20 日に新たに選出された農業委員長名で委嘱することとなります。

最後に第 9 条では、欠員になった場合の補充について定めています。

議案第 86 号についての説明は以上です。

日 笠 会 長

事務局から推進委員の選任規則の案について説明がありましたが、農業委員の選任規則と同様に、推進委員の選任規則のほうも、このあと市のほうで、細かい表現や、語尾については、規則の趣旨に差異の無い範囲で修正があるかと思いますが、了承してください。

*

日 笠 会 長

はい。

これでよろしいか。賛成の方は挙手をお願いします。

*

日 笠 会 長

多数、挙手

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

報告第 20 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について説明して下さい。

事務局（津山）

はい、失礼します。それでは、報告第 20 号について説明します。議案書のページは 16 ページです。今回は、相続によるものが 3 件 12 筆となっております。

1 - 1, 1 - 3 については、現況が一部無断転用、雑草繁茂などの農地がありましたので、適正な管理や適正な手続きをとるよう通知しております。

また、1 - 3 については、あっせんの希望があったため、まずは地元農業委員さんに連絡するよう伝えており、本人からは中間管理機構への貸付希望申出書の提出も受けております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第 20 号の説明は以上です。

日 笠 会 長

続いて、報告第 21 号農地改良届出書の受理について説明して下さい。

事務局（津山）

はい、失礼します。報告第 21 号の説明を致します。議案書のページで申しますと、17 ページです。今回は、3 件です。

日 笠 会 長 * 日 笠 会 長 * 日 笠 会 長 事 務 局 次 長 日 笠 会 長 事 務 局 次 長	申請人は3件とも同じであり、借り受けている農地の表土が低くなっている一部に、レベルを合わせる為に、盛り土をするというものです。 報告第21号の説明は以上です。 はい、ありがとうございました。 これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。 ありません。 ありませんか。 はい。 無い様でしたら、事務局の方から審議が必要なことがあればお願いします。 事務局からはありません。 はい、ありがとうございました。 それでは、次回の開催連絡をお願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の2月の定例委員会ですが、2月10日金曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の2月の定例委員会ですが、2月10日金曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。 それに伴います現地調査ですが、2月8日水曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。 津山地区につきましては、19番勝山委員さん、20番井家上委員さん、22番福山委員さんをお願い致します。 加茂・阿波地区につきましては、11番竹内委員さん、12番只友委員さん、30番南都委員さんをお願い致します。 勝北地区につきましては、4番平田委員さん、9番内藤委員さん、26番川崎委員さんをお願い致します。 久米地区につきましては、10番植本委員さん、13番光成委員さん、25番太田委員さんをお願い致します。 次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。 それでは、これもちまして1月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。 * お疲れ様でした。
--	--

(17 : 05 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

署名委員 (印)
